

誘導標識点検要領

蓄光式の誘導標識の点検には、輝度計や照度計が必要となる場合がありますので、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を依頼されることをお勧めします。



蓄光式の誘導標識には、認定証票（左図）が貼付されています。

誘導標識（蓄光式を除く）の点検要領は以下を参考にして下さい。
併せて、点検票記載例をご覧ください。

外形

目視により、変形、損傷、著しい汚損、はく離等がなく、識別が容易にできることを確認する。

視認障害等

目視により、次の事項を点検します。

- 1 所定の位置に設置されていること。
- 2 誘導標識の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないこと。
- 3 誘導標識の周囲には、これとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる広告物、掲示物等がないこと。
- 4 防火対象物の改装等により、設置位置が不適切になり、個数が不足していないこと。

採光又は照明

目視により識別に十分な採光又は照明があることを確認する。

不良個所の改修

点検の結果、不良個所があつた場合は、消防設備士又は消防設備点検資格者に相談し、不良個所の改修、交換、増設などを行うことをお勧めします。

なお、改修、交換、増設などを行う場合は、別に届出が必要となる場合があります。